製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスディドライシロップ六〇㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一〇㎎、シアリス錠二〇㎎、バイアグラ錠二五㎎、バイアグラ錠五〇㎎、バイアグラＯＤフィルム二五㎎、バイアグラＯＤフィルム五〇㎎、ガニレスト皮下注〇・二五㎎シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五㎎、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇㎎、ルティナス膣錠一〇〇㎎、ルテウム膣用坐剤四〇〇㎎、ワンクリノン膣用ゲル九〇㎎、ボカブリア錠三〇㎎、コセルゴカプセル一〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇㎎、ゾキンヴィカプセル七五㎎、アリッサ配合錠、ユバンシ配合錠、リブマーリ内用液一〇㎎／mL、ビルベイ顆粒二〇〇㎍、ビルベイ顆粒六〇〇㎍（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇㎎（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、イドビンソ配合錠、ドジョルビ内用液一〇〇％及びマルシロン配合錠（一回の投薬量が二十日分以内である場合に限る。）

(二)・(三)　（略）

製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）及びｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスディドライシロップ六〇㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一〇㎎、シアリス錠二〇㎎、バイアグラ錠二五㎎、バイアグラ錠五〇㎎、バイアグラＯＤフィルム二五㎎、バイアグラＯＤフィルム五〇㎎、ガニレスト皮下注〇・二五㎎シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五㎎、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇㎎、ルティナス膣錠一〇〇㎎、ルテウム膣用坐剤四〇〇㎎、ワンクリノン膣用ゲル九〇㎎、ボカブリア錠三〇㎎、コセルゴカプセル一〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇㎎、ゾキンヴィカプセル七五㎎、アリッサ配合錠、ユバンシ配合錠、リブマーリ内用液一〇㎎／mL、ビルベイ顆粒二〇〇㎍、ビルベイ顆粒六〇〇㎍（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇㎎（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、イドビンソ配合錠及びドジョルビ内用液一〇〇％

(二)・(三)　（略）